

# 防災・県土強靱化対策特別委員会記録

開催日時 平成30年9月10日(月) 13:04~15:34

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長

猪奥 美里 副委員長

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

小林 照代 委員

奥山 博康 委員

小泉 米造 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 上田 危機管理監

山田 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

## 議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

## <会議の経過>

○粒谷委員長 ただいまから、防災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

なお、本日は、吉田教育長及び中西学校支援課長に出席をしていただいておりますので、ご了承願います。

なお、本日、当委員会に対しまして2名の方から傍聴の申し出がありますので、入室していただきます。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材の申し出が参っております。委員会等に関する申し合わせ事項では、記者席以外の場所からの写真、テレビ撮影については、事前に承認を得ることになっておりますので、お諮りをいたします。

委員会の審議に支障のないよう行っていただくということで、許可してもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することにします。

それでは、案件に入ります。

9月定例県議会提出の予定議案のうち当委員会に係る議案は、お手元に配付しております9月定例県議会提出予定議案の概要に記載の議案のうち、丸印をつけた議案となります。

なお、議案の説明については、9月7日に議案説明会が行われており、省略いたします。

それでは、提出予定議案、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言願います。

なお、委員各位にお願いを申し上げます。特に教育長に対する質問等は、当委員会の所管事項の範囲内で行っていただくようお願いします。

それでは、質問に入ります。

○小林委員 私から3点質問させていただきます。

初めに、初度委員会のおきにもお尋ねいたしました福祉避難所に関連してです。福祉避難所がどれだけ指定されているかをさきの委員会でお尋ねいたしましたところ、奈良県では34市町村に239カ所、5つの町村は指定がないとお答えをいただきました。国の指針では1小学校区当たり1カ所の開設を目安としておりますけれども、奈良県の学校数は200弱ですから、数の上では国の方針をクリアしていると思いますが、5つの町村で指定がありません。指定のない町村について、今後どのようにお考えなのかをまずお尋ねしたいと思います。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 県は、福祉避難所の指定に苦慮している町村が、5つございますが、民間施設との協定締結や一般避難所における福祉避難スペースの確保など、地域の実情に応じた対応策について助言等を行って、一刻も早く福祉避難所の指定に達するように支援したいと考えております。以上でございます。

○小林委員 ぜひ指定を進めていただきたいと思ってるのですが、今年度の指定状況の資料を見ましたら、奈良市は55箇所、橿原市は43箇所、御所市、宇陀市は12箇所、全部は申しあげませんが、それに対して大和高田市が1箇所、大和郡山市が2箇所という状況でした。

2016年4月の内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインによりますと、福祉避

難所の指定目標については、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮して設定すると出ておりました。それで、指定のない町村、少ない町村につきまして、さらに指定避難所をふやすことが必要だと思いますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） ないところはもちろんですが、少ない、足りていないところについても充実させるべきだと思っておりますので、同様の形で支援をしてみたいと考えております。

○小林委員 ぜひ、努力していただきたいと思います。

もう一つ、さきの委員会でもお聞きしたのですけれども、福祉避難所の住民への周知が十分でなく、知っていたら利用したのにという周知不足から利用できない状況がそれぞれの災害でございました。前回、周知をどうしているのかとお聞きしましたら、ホームページでしていますということだけだったのです。指定を知らせなければ利用することができませんから、ホームページだけではなく、例えば災害ハンドブック、防災ハンドブックはつくっているところとつくっていないところがあるのかもしれませんが、もっと広報紙などで広く周知する方法を考えていただきたいと思っているのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱） 福祉避難所の情報につきましては、市町村が住民に周知を図っていくことが重要であると考えております。特に要配慮者や家族、自主防災組織等に対して適切に情報が提供されることが大切だと考えております。地域住民に福祉避難所が正しく理解されますように、市町村へ周知を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○小林委員 福祉避難所に指定した施設は、公示が義務づけられております。公示は住民に周知するための公文書などに記載することでございますので、福祉避難所の情報は避難所生活に不安を感じる障害者、高齢者にとって安心情報になるものですので、ぜひ広く周知していただきたいと思います。この点については以上です。

それから、2点目の質問です。水位計についてお伺いします。西日本豪雨災害で水害により人的被害が多発したことを受けまして、政府は中小河川に設置した水位計の観測情報を周辺住民に直接伝えて、避難の必要性を判断してもらう仕組みづくりの検討に入ったという報道がされております。

奈良県の過去の災害を見ますと、県がつくられました災害史でも昭和57年の大和川大

水害をはじめとする水害と土砂災害が非常に多いです。私たちは先日、ならの県政出前トークで奈良県の治水対策について学習をさせていただきました。警戒避難体制の確立の部分で、水位計の増設と河川監視カメラの設置が記載をされておりました。それでお尋ねしたいのは、現在、奈良県では、中小河川はどのくらいあるのか、そのうち水位計はどこに何機稼働しているのでしょうか。今後、水位計はどこに何機ふやそうと計画されているのでしょうか。お尋ねします。

**○岡部河川課長** 水位計についてお答えさせていただきます。

奈良県では、水防法に基づきまして、洪水により国民経済上重大な被害または相当な損害を生じるおそれがあるとして指定しました23の水位周知河川で49カ所設置しています。その他、熊野川流域等におきましても8カ所で合計57カ所の水位計を設置しているところでございます。

今後の予定でございますけれども、国土交通省では、近年の豪雨災害を踏まえまして、都道府県が管理します中小河川の豪雨対策を強化する中小河川緊急治水プロジェクトを開始し、その一つとして、洪水に特化した低コストの簡易水位計の設置が推進されております。奈良県におきましても低コストである簡易型の水位計の設置を推進していくため、今年度はモデル的に3カ所設置する予定で、その実証試験の効果や、市町村のアンケート調査などを踏まえまして、県内の設置箇所の抽出、運用方針の取りまとめを行い、その結果に基づきまして翌年度以降順次設置していくことと考えています。以上でございます。

**○小林委員** 実は、国土交通省などが西日本豪雨災害発生前の6月から、中小河川の状況を把握する危険管理型水位計の設置を全国で始めておりまして、今もご答弁いただきましたが、今年度は3基、設置を考えていくということでした。

危険管理型の水位計は小型で低コストのようです。ぜひ水位計の設置を促進していただきたいと思えます。最近テレビなどを見ておりましても、危険管理型水位計の設置がされた、これは岐阜の瑞浪市の例が出ておりましたけれども、住民の方が出しておられる声が紹介されておりました。周辺の住民にすぐ警報が行くということで、危険度のタイミングなどが判断しやすいということです。水位は急激に上がりますので、そういう状況が伝えられておりましたので、ぜひ促進をしていただきたいと思います。お願いしておきます。

最後です。河川の問題で堤防決壊に関連してです。大雨で河川水位が高くなって堤防を越えてあふれ出すという状況、河川水位が上昇する原因として、川の屈曲部や河道が狭くなる、そしてこれまでの豪雨で狭くなったところにある橋の欄干に大量の流木がひっかか

りまして、水位が急上昇したことによる災害もたくさんあるということです。

それで、大変身近なことでお聞きするのですが、数年前、私の家の近くを流れる富雄川、三碓から中町につながります富雄中学校あたりで何本もの木々が川の中に太い幹となって枝を広げて、流れに立ちはだかつて生えておりました。周辺住民の皆さんから大雨で川が増水したら危ないと言われて、苦情が次々届きました。その状況を伝えて、河川課と奈良土木事務所で対応していただきましたけれども、生えていた木々の伐採が行われてほっとしたのですが、数年たちまして奈良市内しか見ておりませんが、富雄川は大和川につながります。二名から三松、富雄北、三碓と広い範囲で川に木々が目についてまいりました。

富雄川だけのことではないように思いますけれども、こうした川のパトロールはどのようにされているのでしょうか、お聞きいたします。

**○岡部河川課長** 河川路の巡視点検につきましては、河川管理施設や許可工作物などの位置状況の確認や、不法行為等の発見を目的に年1回を標準として実施しているところでございます。また、台風等によりまして、大規模な出水があった際には、護岸の被災状況を確認するためにパトロールを適宜実施しているところでございます。

そのほかにも地域の方からの通報、要望があった際には、現地の確認を行いまして、状況把握に努めているといった状況でございます。以上でございます。

**○小林委員** 年1回はパトロールをされているということですが、川はパトロールをして丁寧に見ないと、もうあれから5年ほどたちますが、富雄川には上のほうから下のほうまでかなり木々が生えてきておりまして、これは心配だという状況になっております。

昭和57年の大和川大水害では、大和平野の中心部が水浸しになったのですけれども、そのときには富雄川の富雄駅近くの堤防も崩れまして、近鉄富雄駅あたりまで改札口は水であふれるという状況もあったのを記憶しております。

1年に1度ということですがけれども、この辺はしっかりとパトロールをしていただきたい。そして、定期的な点検もさらに強めていただきたいと思っておりますので、これはお願いをして、私の質問を終わります。

**○川田委員** 教育長と学校支援課長には、本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。また、委員長にも前回に引き続きましてご配慮賜りましてありがとうございます。

前回の委員会は余り時間がございませんでしたので、要点だけをお話しさせていただいた状況ですが、本日も教育委員会にお聞きをしていきたいと思っております。

前回の審議の中で、平城高校が閉鎖され、奈良高校が移転されるという平成27年の12月1日文書がございました。その指摘をさせていただいた後、今年度の5月30日の第4回教育委員会臨時会におきまして、教育長から事務局に質問として、跡地となる平城高校の建物は耐震化が完了しているため、耐震化が必要な奈良高校を移転するということでしょうかと、質問されています。自分で作っておられて報告も上げておられて、それについてこれはやらせではないのかという指摘をさせていただいたつもりだったのですけれど。それが教育長は、答弁を起こしてきましたが、なぜ生徒減少の中で北部3校を2校に再編するということがやらせなのですかと。生徒数が大幅に減少する中で、学校教育の質を高めるために再編成をする。その中で、平成16年度に再編されなかった北部3校をどのように再編するのかということを考えることは合理的な判断ではないのですか。そのまま全ての学校を維持することに対して、教育の質向上、環境の向上、それができるのですか。北部の3校を新たな学校として創出しなければならないことに対しては、非常に大事だと思っておりますし、教育委員会の次長をしているときからそれは必要であると考えてまいりました。それを平城高校だけを一方的に潰すような言い方をされるのは心外でございますということで、反論権的なことを言われたのですが、これは私が、聞いていることと全然関係ないことでおっしゃっているのです、その訂正をお願いしたいと思います。

**○吉田教育長** まず、適正化の議論は所管の委員会でしっかり議論させていただきたいと思っております。

ここでは耐震化の議論でございますけれども、耐震化は平成25年度から平成29年度までの耐震整備集中期間として集中的に行うということで、当時の教育委員会事務局で判断しております。集中期間の中で残った耐震整備を100%にすることが私の使命だと思っております。改築の6校の耐震計画を立てるといふことと、適正化の中でいろいろな議論をしているということをおは説明させていただきました。

それから、平城高校を移すことありきではなくて、当時、適正化の議論と耐震化の議論というのは、別に走っておりましたけれども、耐震化の議論はいつ耐震を完成させるかという議論でございます。適正化の議論は生徒減少にどのように対応するかということで、平成27年の案としては、奈良高校と平城高校を統合するという案を考えておりました。中部のほうでもそういった案を考えておりました。それはなぜかということはおはまた所管の委員会で説明をさせていただきたいと思っております。

ということで、その結果は同じであっても中身は違う議論が行われているということをお

言いたかったわけでございます。

○川田委員 聞いていますのが、言っていることに対して一般の皆さんの方からは教育長が逆ギレをしたとか言われているのですよ。私が聞いていることと全く関係ないことをおっしゃっているので、答弁起こしもしてきたのですけれど、そのことについて訂正してくださいと今、言っているのです。聞いていますことに対して答えていただきたいということです。

○吉田教育長 川田委員のおっしゃっていることは、奈良高校の耐震化を達成するために平城高校へ移転するということは平成27年に報告をされていたのではないかと。それから、適正化計画の結果もそうになっているのではないかと。それがやらせではないのかと、そう私は理解をしましたので、適正化の中で生徒減少の中で3校を2校に、編成をしていくことが合理的な理由があると説明させていただきました。

○川田委員 今、改めて別の説明を聞いているわけではなくて、このときの答弁は確定しているわけではないですか。私が聞いたのは、なぜ平成27年度に知っていて、当時は耐震計画と言っているけれど、高校再編計画をやられていたのではないですか。裏の資料が出ているのではないですか。だけれど、その話を今しているのではないのです。なぜ教育委員会で自分が知っていることを質問しているのかと、それがやらせではないかということと言ったわけですか。昨年10月ですか、奈良テレビ放送でもやっていましたけれど、ただいまから地域に協議会を設けて、いろいろな意見を聞いて、高校の再編も視野に入れて検討していくとおっしゃっていたのではないですか。けれど、別の資料からいったら、そういう内容が出ていたので、自分が知事に報告に持っていつているにもかかわらず、5月30日の教育委員会臨時会で、なぜそういうわかり切った質問をやっているのかと。それは一般に見たらやらせではないかということと言ったのです。

それに対して、なぜ適正化を考えることが合理化でないのですかと、そんなこと誰も聞いていないではないですか。これは議会軽視とも言えるし、心外なので、今回も先に聞いて、この後、中身の審議に入りたいということで、1番目に質問しているのですけれど、いかがですか。

○吉田教育長 平成27年に報告をした内容は、移転ありきではなく、先ほど言いましたように、適正化の議論もスタートしている中で、生徒減少に対して統合していこうということでございました。奈良高校と平城高校を統合しようという案が最初に出たわけでございます。そのことを私は申し上げたかったということになります。

○川田委員 ということは、私の聞いたことに対して違うことを言っていたということをお認めになったということですね。

○吉田教育長 そのように理解していただくのでしたらそれで結構でございます。

○川田委員 多分この議会の中で私しか調査していないと思うので、私がいなくて違う理由を説明されても、現実には行政文書もあるわけですから、適正化とほとんど同じ内容が当時決まっていたという行政文書が表に出ているので、ほかの案もあったとかおっしゃいましたけれど、それも開示請求をしたけれど不存在であったと。それであれば、違うものを持ってきて証明いただきたいと申し上げておきます。

委員長からも冒頭に注意いただきまして、防災に関してということで入っていきたいのですが、奈良高校の耐震ということで先日から審議させていただいているのですが、この耐震というのは、人の生命と身体を守っていこうということが一番重要な課題であります。I s 値の話は前回もしましたが、体育館でいえば0.05、ほかの施設においても0.17ですか、非常に低い数字が示されていると。それも平成20年ぐらいの検査ですか、当時からそれは既知であったということです。

先ほどもおっしゃっていましたが、耐震化をどうするかは平成20年度にガイドラインが示されていて、これに沿ってやっていくということですが、まず1点聞きたいのが、今の防災のリスクに対して、どのようなリスク評価を教育委員会ではなされたのですか。お答えいただきたいと思います。

○中西学校支援課長 国土交通省の基準で、I s 値の最低値が0.6未満のものについては、耐震性がないという評価がされております。そして、0.3未満については、地震が起こった際に倒壊、崩壊のおそれが高いという評価でございますので、これはI s 値に基づいて一定のリスクを、評価されるものかと考えております。以上です。

○川田委員 ここは重要なことなので、低いI s 値が出ていて、何もやっていなかったわけではないですか。格技場の補強は終わっていますけれど、それも先日の教育長の答弁では、それをやることはないというけれど、現実にはやっておられますから。格技場は、平成26年に補強されているではないですか。今聞いているのは、リスク評価をするということで、I s 値は強度、耐震精度を調べることではないですか。もっと大きな話として、リスクが現実化した場合の影響、代替案、どういう措置をとるのかといったものを掛け合わせて、リスク発生確率を明確にするのが大前提ではないですか。だから、それをやられるのかやっておられないのかをお聞きしているのですけれども。



○中西学校支援課長 災害の発生確率についてのリスク評価はしておりません。以上です。

○川田委員 リスク評価をしないで、どうやって方針を決めたのですか。

国では一定の方針を出しておられます。後でガイドラインも触れさせてもらいますけれど、ほとんど国と同じ方針できっちりと書かれています。見る限り別におかしいところはないと思います。そういったものをつくっていく上でもリスクシミュレーションをつくっていくはずではないですか。これがなったら学校がどうなる、生徒がどうなる、教職員がどうなる、では、その場合ここの施設が使えなくなったら、その代替案はどうするのだろうか、最初からそのシミュレーションをやっているはずではないですか。それをお聞きしているのですよ。防災の一番基本的なところですよ。神戸市であれば、区画整理、住民合意までとっておられますから。そのようなこともやっていなくて耐震がどうのこうのという説明は通用しないと思いますので、そこをもう一度お答えください。

○中西学校支援課長 先ほど申し上げましたように、リスク評価ができていないというのは現実でございますけれども、地震が発生した際の避難等についての対応をしっかりやっていきたいということで学校とも検討しているところでございます。以上です。

○川田委員 回答になっていないと思います。地震が来た場合に奈良高校は非常にリスクの確率が高く、崩壊してしまう危険性が高い。文部科学省は0.7以上と言っているわけですが、その下限として定められている0.3以下で、もっと低い数字が現状です。Is値0.05だとか、0.1いくらとか、この数字一つ一つに根拠があるのです。後で聞くところにも出てくるのですが、今、防災の委員会ですので、まず防災の考え方として、リスクシミュレーションをやっていないというのはどういうことなのかと。それをしなかったら、計画などはつukれないではないですか。

いろいろなやり方がありますけれど、例えば私は京都大学の防災研究所で勉強しましたが、モンテカルロシミュレーションなどをやっていくでしょう。いろいろなケースにあわせてシミュレーションをやらないですか。でないと答えが出てこないではないですか。国からの資料で地震の発生確率などの数値を入れていく基準も出されているではないですか。これを入れていかないと、どれぐらいの短期間でやるのか、長期でいいのか、どこまでの間で集中期間にするのか、危ないものからやっていかなければいけないというのは基本中の基本ですが、そういったものを全部、演繹的に組んでいくのが当たり前の話ではないのですか。人間の生命、身体にかかわるものでしょう。教育委員会はそれやっていないということですね。

○中西学校支援課長 実際の細かいシミュレーションができていないのが実態でございます。

○川田委員 これも国から示されているものですが、南海トラフ地震発生時期の不確定図ということで、2024年度ぐらいまでに来る確率が非常に高いと。だから、国の施策としても時期的に早くしなければいけないということで、国庫補助も含めて方策がとられたのでしょうか。防災会議の資料でもそう書かれています。ではなぜやっていなかったのですか。それを教えてください。

○中西学校支援課長 まずは建物の耐震性の確保を優先するというので、現場の学校におけるシミュレーションはまだ十分できていなかったということです。

○川田委員 教育委員会の事務局でつくるものでしょう。学校に振ってもできないではないですか、古い建物も想定被害地震の関数を散布図でこうはめられてやっていますけれど。簡単に言えば、三角とって、非常に古い建物は壊れるところが散布図の上側に集まっているのです。教育長は、数学が得意ですからわかるはずですが、それが集まっていると。結果が何をあらわしているかという、非常に確率が高いことを示しているわけでしょう。

だから、こういったものから優先順位をつくっていくのではないのですか。目的が、身体、生命を守ることですから、いかがですか。

○中西学校支援課長 先ほどの表は、I s 値がどの辺にあるかということで配置されている表だと思いますけれども、当然、I s 値の低いものについては確率が高いわけですから、そこを優先的に本来は耐震化を図っていくべきだと思います。

○川田委員 I s 値というのは耐震化の評価の一つですよ。金をかけて耐震の審査をされているわけです。その出てきた審査をI s 値だけではなしにコンクリート強度でも3倍ぐらい資料はお出しいただきましたよね。全部見ましたけれど、きっちりいろいろな合理性を持って計画書、報告書も書かれているではないですか。お金をかけてやられたのに、その数値のとおりにはやらなかったら、意味がないではないですか。全然違うことをやっているわけでしょう。なぜですか。その理由を県民の皆さんに説明いただけますか。

○中西学校支援課長 耐震の計画は、その調査結果に基づいて実施しております。

川田委員がお述べのことは、奈良高校の耐震化にかかっていることかと思えます。奈良高校の耐震化をやった後、その補強工事は進められていない。まだ、ほかにも、6校も残っていますけれど、改築が進められていないことについてどうかということかと思えます。奈

良高校につきましては、改築が必要な建物が多くありますので、一体的な整備をしようということで進んでいないところでございます。以上です。

○川田委員 聞いていることに答えていただきたいのです。聞いているのは、調査にお金をかけたのでしょうか。でもその数値は、現状で何の役にも立っていないではないですか。ほかの学校の補強をやっておられるとか、補強優先だとか、言っておられるところは役に立っているのかもしれないですけど、もともとそこは、もっと数値が高いわけですから。低い数値が出たことに対して何の役にも立っていなかったら、お金の無駄ではないですか。なぜですか。形だけやりました、評価、検査しましたよ。ただそれだけではないですか。普通はどうするのかという話になるのではないのですか。生命、身体のプロtectionにかかわっているからお金もかけているのでしょうか。いかがですか。

○吉田教育長 学校支援課長も申し上げておりますように、診断の結果等々を考慮しながらも、平成25年度から平成29年度までは補強を中心にやるということで、一定の予算的な確保をしながら進めてきたという事実でございます。

なぜこういうシミュレーションをしながら、なぜそういう対応をしなかったのかということでございますけれども、これは私の予想でもございますけれども、生徒が減少する中で全ての学校を同じ状況で改築工事をするということをなされなかったのだと思っております。

○川田委員 計画の中身は委員長からもご指摘を受けていますので質問できないのですが、計画ができてからたまたま平城高校があいたから、そこに奈良高校が入ろうという話になったということですよ。それだったらつじつまが合わないのです。資料もいろいろ出てきているということもあります。そこは再編計画に踏み込んでしまう危惧がされますが、耐震ができていなかったという原因の一つでもあるので、委員長、若干はお許しいただきたいのです。

もう1点、聞き方を変えますけれども、先日紹介もさせてもらいましたし、新聞にも載りましたが、奈良市は奈良高校の入り口につけておられた看板も外されました。避難所が解除された告示もされたということです。直接奈良市に行って、お話ししてきたのでわかっているのですが、数値も全く知らなかったと現地では言っておられるわけです。コンクリート強度ももちろん知らない、I s値も知らなかったと。数値を教えてあげたらびっくりされたというのが実情だったのです。

人の命を守らないといけないことでしょう。なぜ教育委員会としては数値が悪いことを

今まで放置していたのですか。普通公表するものと違うのですか。リスクコミュニケーションから考えたら、悪いニュースほど公表するものではないのですか。避難所でしょう。そこへ行って、二次被害につながって、人命にかかわる場合もあるわけでしょう。なぜ教育委員会としては放置されていたのですか。

○中西学校支援課長 奈良市の二次避難所に指定される際に、奈良市からも照会がございました。そのときには奈良市内の二次避難所にしようとしている学校の中には、耐震化も図れていない校舎もあることは申し上げておりましたので、その内容は理解いただいていたのかなと思っていました。先ほど申し上げましたようなI s値を具体的にお伝えすることはできておりませんでした。

これは、学校からも二次避難所の指定を解除されたということで保護者の方からもいろいろ聞いておりますので、今後学校のホームページ等で詳細な内容については、公表はしていきたいと考えております。以上です。

○川田委員 いや、聞いているのは、なぜ放置したのかということです。このあいだも話しをしていたのに、他人事のように思われていたではないですか。災害対策基本法からいきましたら、災害予防を実施しなければならないのは、地方公共団体の長、その他執行機関でしょう。教育委員会もその中に入っているわけではないですか。災害予防を実施しなければならないというのは法律に明記されているわけでしょう。だけれど放置していたということではないですか。

指定されるのは奈良市です。奈良市は適合と認める施設であれば指定するということ、政令で定める基準に適合する施設または場所でしょう。だけれど、協定書も見てきましたけれど、学校と協定を交わしておられるではないですか。学校といたら教育委員会とは違う組織なのですか。なぜ放置されていたのですか。

○吉田教育長 なぜしなかったのかでございますけれども、対応が甘かったという一言に尽きると思いますので、当然、今後はきちんと対応していくという姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

○川田委員 知らなかったということですね、それは一つ明らかになったということ。

義務的な要素から教育長にお聞きしていきたい。まず、耐震性が非常にないと、震度6強以上の地震が来たら崩壊する可能性が非常に高いと言われている中で、学校で子どももちろん生活していますよ。学校の先生も一日の大半をそこで生活されているわけです。労働安全衛生法に労働基準法と相まって労働災害の防止のための危険防止基準の確立と責

任体制の明確化と、法律の目的にも明確に書かれていまして、総合的な計画の対策を組めということになっているのです。事業者として災害に関してどう対策を組まれているのですか。

○吉田教育長 災害全般に関してでございますか。耐震に関してでございますか。

○川田委員 労働安全衛生法に関してお願いします。

○吉田教育長 労働安全衛生法の趣旨に基づいて、例えば耐震化につきましては、平成29年度までの集中期間を終えて耐震の完成を100%にするように計画を立てさせていただいております。

○川田委員 事業者の責務としてお聞きしたいのですが、第2条に労働災害とあります。労働災害というのは、労働者の就業に係る建設物、設備等に起因して労働者が負傷したり疾病にかかったり、または死亡することをいうと、こうくくられているわけです。それを防止しなさいとなっているのですが、第3条の事業者の責務としても、最低基準を守るだけでなく、快適な職場の環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。努めるものではないですよ、しなければならないですよ。だけれど、ずっと、劣悪な状況の中で放置しているではないですか。それについてはどのような取り組みをされているのですか。

○吉田教育長 劣悪なおっしゃるのは、I s 値の低いという意味で理解をさせていただきますと、これは早期に、高等学校の耐震化100%を目指して計画を立てると。今すぐに当然しなければならないことは、労働安全衛生法に基づいてやっております。耐震化に関しては計画をしっかりと立てて早期に高校全体の改築を実行するという計画を立てさせていただいております。

○川田委員 第23条、労働者を就業させる建設物で、必要な措置を講じなければならないとなってるのです。講じていないではないですか。ガイドラインは初歩ですよ。ガイドラインがあるのだから、ガイドラインどおりにもやっていない、そうですよね。労働安全衛生法から見たら、なぜなんだということをお聞きしているのですけれど。

○吉田教育長 今、述べさせていただきましたように、個別の学校と捉えるのではなくて、耐震化については全体、6校をどうするかということを考えてまいりました。この適正化の計画によって2022年度までには耐震化を完成させると明記しておりますので、そのような計画を立てております。

○川田委員 いや、全然意味が伝わっていないのですけれど、結局、やっておられないとい

うことではないですか、現実に今、そういう環境の中ですから。

次行きます。学校保健安全法からお聞きします。前回の特別委員会でもお聞きさせていただきましたけれども、第28条関係で学校環境の安全の確保です。簡単におさらいで読みますけれど、校長は、当該学校の施設または設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、または、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする、これはこのあいだも読みました。

7月26日の時点で、教育委員会に行政文書開示請求書を提出させていただきました。奈良高校の施設においてI s 値が0.3以下の施設に対し、学校保健安全法第28条の規定に基づき、校長が生徒の安全確保を認め、行った措置のわかる全ての文書及び、設置者に対しその旨を申し出た全ての文書、これを開示請求させていただきました。そして学校から、教育委員会に出された要望書等がその書類に該当するということです。だから、学校としては法の規定は守った上で、教育委員会に文書を上げておられるのですか。

○中西学校支援課長 校長の申し出に関してですけれども、実際に教育委員会事務局のほうに文書で上げておられます。以上です。

○川田委員 開示請求に対して特定して出てきたのですから、それは間違いないと思うのですけれどね。

出てきた時点で、校長は自分ではできないので、教育委員会、設置者に対して申し出ているのでしょうか。法律の読み方も関係があると思うのですけれど、設置者というのは知事ではないですか。管理者が教育長ですね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律から読めばそうなると思うのです。それはいかがですか。

○中西学校支援課長 設置者は知事でございますけれども、管理している者が教育委員会でございますので、その管理している者に対して校長から上がってきたものは、形式を問いませんので、設置者に上げられたものということで理解いたしました。

○川田委員 確認をお願いしたいのですが、法律上では改善を図るために必要な措置をしなければいけないと。できないときには当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るとなっているので、学校支援課長は、第28条に基づく申し出を、全部設置者に上げられているのですね。

○中西学校支援課長 その内容は、設置者たる知事には上げておりません。

○川田委員 ということは、学校保健安全法の手続に基づく行為でやられているのに、途

中でストップしておられたということですね。法規定ですから、裁量ではないのですから。

○吉田教育長 学校を建てかえてほしいという文書でございますか。

○川田委員 私は、今、読み上げた開示請求をかけたら、教育委員会が出されたのですよ。それを私に聞かれてもわからないではないですか。

○吉田教育長 平成30年度の文書でしたら上げておりません。

○川田委員 平成30年度ではなくて、平成22年度もありますし、過去にいろいろ出ているのは全部だと言われるわけですよ。学校から上がってきた要望書的なものがありますよね。それが学校支援課の担当の方に確認したら、第28条関係に基づく書類だとおっしゃるので。だったら、設置者側に上げないとだめではないですか。そこでとめてどうするのですか。だから、このあいだも予算要求をしたのですかと聞いていたのはそこです。第28条関係で聞いているわけです。予算要求を上げないとだめではないですか、法律でこうやって明示がされているのだから。

財政側がどうしてもつけられない、ことしは無理だ、来年まで待ってくれとか、それはあるかもしれない。なぜやっていないのですか、法律違反ですけど。どうですか。

○吉田教育長 当然、管理者の判断が働くと思いますので、管理者の判断で設置者には上げられていなかったと理解をいたしております。

○川田委員 管理者って誰ですか。

○吉田教育長 教育委員会を含めた、事務局も含めて教育委員会でございます。

○川田委員 聞き方を変えますけれど、こういったことは教育委員会に諮られているのですか。教育委員会に議題として上げないといけない問題ではないのですか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条からいったら、教育委員会の委員の事務でしょう。教育委員会会議規則の中では、教育長に委任してはならない事務事項を定めておられますよね。その中にも学校の設備等に関しては入っているのではないのですか。教育委員会に議題が上がっていないとおかしいではないですか。

○吉田教育長 教育委員会に上げられていなかったと理解をしております。

○川田委員 それは誰の責任なのですか。このような重要なことを、違法行為ですよ。手続をやっていないのですよね。誰の責任ですか。誰が責任を、どうとるのですか。

○吉田教育長 責任を個人で誰だと、どうとるのかとおっしゃるのでしょうけれども、私の判断では教育委員会事務局の判断で、これは私も含めてでございますけれども、平成25年度から平成29年度の集中期間は倍の予算要求をさせていただいて、補強を中心にや

るということで、学校のご要望にお応えできてないというのは教育委員会事務局の判断だと思います。

○川田委員 事務局のトップは教育長ですよね。教育長の責任だということですよ。

○吉田教育長 私に責任があるといえば私だと思います。

○川田委員 教育長の責任だということです。

次は、地方財政法からお聞きします。地方財政法の、財産の管理及び運用というところがありまして、第8条に地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないとなっています。歳入関係の規定ですけれども、これに関して良好な状態、もちろん建物は当たり前の話ですが、良好な状態ではないではないですか。地方財政法に関しても、法律の主義から反しているのではないですか。いかがですか。

○吉田教育長 耐震化の整備ができていないことで、地方財政法に反するとおっしゃるわけでございますけれども、全国的に改築も含めて耐震化がまだ100%になっていないということも事実でございます。できる限り早期に子どもの安全のために耐震化を完成させるということで私は努力しております。

○川田委員 意味を聞いているのでね、思いではないのですよ。やらなければいけない義務をやっていなかったと。でも、私は頑張っていたのだと、そのようなことを聞いているのではない。法律から一つ一つ、確認させていただいているのですよ。今のは答弁になっていないのですよ。耐震化をやっているから努力していますという言い方でしょう。これは10年前からわかっているのです。そこを考慮して答弁してください。

○吉田教育長 10年前からわかっているということでございますけれども、事務局の判断で、平成25年度から平成29年度までは補強を中心に耐震化をさせていただいたと。その後、改築を完成させるために、私は過去に努力をしていたとは言っておりません。これから耐震化の完成100%を目指し、努力をしているのだと申し上げたわけでございます。

○川田委員 その方針をとられた裁量論の話にもつながってくるのです。それが正しかったのか、正しくなかったのか、検証しないとだめではないですか。もうやってしまったからそれでいいという話ではないでしょう。今の言い方ならそう聞こえるのですけれどもね。だから、きちんとはやっていないという言い方をすると語弊があるかもしれないけれど、できていないということですね。それはどうですか。



○吉田教育長 私もいろいろな人の話を聞かせていただきますと、集中期間の中で改築もやっておられるのではないのですかと聞こえるし、そのように思えることに対しましては事実として、改築はやっていなかったということでございます。

○川田委員 次行きます。

まず、授業料を払っていますよね。平等の原則からいって、多少の違いがあれば、それは許容範囲内に入るものだと思います。50年以上昔に大改修は1回だけやられたというのは聞いていますけれど、こういう劣悪な状況だということをよく聞いているのです。廃墟に近いのではないかという言葉も聞いているのです。その中において、同じお金を払っているのでしょうか。

地方自治法の観点から聞きますが、地方自治法の収入って決まっていますよね。何をもって収入としているのですか。

○中西学校支援課長 授業料です。それと地方交付税だと思います。

何をもってというのは、どの部分の費用に対してなのか、お願いします。

○川田委員 聞き方が悪かったので、もう一度申し上げます。

地方自治法の第3節には収入という項目があります。この中には地方税、分担金、使用料、旧慣使用の使用料及び加入金、これは除きますけれど、あと手数料といったものがあると。こういったものを収入する場合には条例で定めなければならないということで、定めている条例が授業料ではないですか。この中からしか収入できないわけでしょう。これのどれに当たるのかを聞いています。

○中西学校支援課長 授業料の収入です。授業料を徴収して収入に充てているということです。

○川田委員 もう一回聞きます。法律で規定されている収入は、1番、地方税、2番、分担金、3番、使用料、4番、手数料、授業料はこの1番から4番のどれに当たるのですかということをお聞きしているのです。

○中西学校支援課長 使用料に当たるところでございます。

○川田委員 そうでしょう。使用料に当たるわけでしょう。使用料ということは、その対価を取っているわけではないのですか。でしたら、平等な扱いを心がけなければいけないのではないのですか。あまりにも格差が出て、そして基準も決めていた。だけれど、基準内で行われているものであれば、許容範囲に入るとは思います。基準から大きく逸脱していると。お金を取っているのですか。平等の原則に反するのではないのですか。どうですか。

そういう観点すらなかったのですか。いかがですか。

○吉田教育長 その観点から申し上げますと、おくれた事実がございますので、6校の改築をどうするのかということで、改築計画を出さなかった、適正化の議論と改築の議論は最後のほうではまともまっていますので、適正化の中に改築全てを含ませていただいていると、平等に改築しなければならないという観点は持っております。

○川田委員 全然答弁の観点が合っていないです。

最後は改築とそれが一致していますと言うけれど、裏では別の計画をつくっておられたのではないですか。後で言いわけはいくらでもつけられるのではないですか、これは違うのですよとかね。けれど、具体的に出ているのですから、そういうことを聞いているのではないのです。

次行きます。先ほども触れましたけれど、学校の施設関係のガイドラインをつくられていますよね。平成20年3月ですけど、中身を見たら、平成19年3月に初版が出ていて、平成20年3月に改訂されているのです。改訂版になっているのですよね。改訂版しか、開示請求では出てきていないのですが、これは方針を決める行政内の意思決定を行ったということですから、当然、教育委員会で議決されている、ガイドラインですね。いかがですか。

○中西学校支援課長 そのときの手続についてまでは調べておりません。今確認できません。

○川田委員 調べておりませんで、認識にないのですか。今まで方針を掲げてやってきたとおっしゃっていたから、決議事項は、絶対的なものではないですか。違うことをしていたら、違反ではないですか。だから聞いているのですけど。

またそれは教えてください。だけれど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の中には、学校その他教育機関の用に供する財産の管理に関することということです。第1号、設置、管理及び廃止に関することですから、設置、管理に入りますよね。教育委員会の中で諮られなければならない事項ではないですか。議事録を振り返って、私も見逃しているかもしれないので、100%自信を持っては言えないのですが、そういったものを探していく中でこういったものが協議された形跡も見つからないのですよ。

これだったら教育委員会の制度は、形骸化しているということではないのですか。そこに諮ってそこで審議いただいて、そこで一回で決まるものか決まらないものか、それはあると思いますよ。だけれど、普通、計画に関しても、規則に書いていましたよね。そうした

ら、計画をつくっていくには、それをやらないといけないのではないですか。事務局だけで勝手にやっていい話ではないでしょう。そこを確認しているのです。やっていなかったら大問題ですし、やっていたらやっていたのだなの話ですし、いかがですか。

○中西学校支援課長 先ほど申し上げましたように、その部分について確認できておりませんので、改めて確認させていただきたいと思います。

○川田委員 わかりました。確認して至急教えてください。それに関して、その平成20年のガイドライン以降の分もあわせてお願いをしておきたいと思います。

次に行きます。きょうは簡単にお聞きしているのですけれども、こういう思いでやったとか、思いはもういいです。行政法の中では裁量論というのがありまして、裁量的な意思決定をしていく上においての一番重要な基本的な事項ですけれども、まず自由裁量権と羈束裁量権、よく出てくるのが自由裁量行為と羈束裁量行為です。今回の耐震化においては、ガイドラインまで定められている。行政機関の方針としての意思決定をしているわけでしょう。方針としての意思決定をしているわけでしょう。普通からいけば、羈束裁量行為になるのです。そのとおりやっていなかったらおかしいではないかと。

それから聞いていきたいのですが、奈良県の耐震改修促進計画がありましたよね。概要版を見て言っているのですが、地震等における住宅、建物の被害、そして軽減を図り、住民の生命と財産の保護を図るために、県、市町村及び建築関係団体等が連携して、既存の建物の耐震化の促進を計画的に総合的に推進するための基本的枠組みを定めることを目的としますと。期間は平成19年度から平成27年度までの9カ年としますと。これが県で総合的にできてる耐震に関する総合計画のようなものですよ。

この中に、こういう建築物の重点的、計画的な耐震化の実行ということで書かれているのですけれども、奈良県学校施設耐震化ガイドラインに基づく学校の耐震化を推進しますと。ということで、耐震促進計画の中にこのガイドラインというのは位置づけられているわけです。教育委員会が、勝手にやってもいいというものではないでしょう。上位計画になるのでしょうか。上位計画に位置づけられているわけではないですか。だから、これと整合性をとっていかないといけない。この点はどうですか。

○中西学校支援課長 ご指摘の耐震促進計画、現在は平成28年3月に改めて、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画が出ております。その中で実施をしていくということでございますので、先ほどのガイドラインに沿った形で実施をしていくべきものと思っています。

○川田委員 そうですね、ガイドラインに沿ってやってくということですよ。これは当然、教育長の意思で勝手に変えたりできないでしょう。このガイドラインの6ページ、優先性の評価を行う必要性についてとあるわけですが、事業の実施には計画の透明性と説明責任が求められますよと、教育委員会みずから明記されているのではないですか。水面下でつくっていたのはおかしいのではないですか。耐震化も透明性を持ってやってもらわないといけないでしょう。どここの高校、勝手に潰してとか、それはおかしいのではないですか。

7ページにも施設の条件を定めている。学校建設後、長期間が経過しているものが1番で、奈良高校の体育館、北側校舎棟、南側校舎棟は、昭和56年以前の建物は1番に全部当てはまっていますよね。特定課題というのが2番にあって、まだ耐震に関する改修を実施していない棟や体育館、全部当てはまっていますね。両方に該当する学校棟、または体育館を速やかにやりましょうとなっています。全然違うことをやっておられるのではないですか。今、各ガイドラインどおりやるとおっしゃったでしょう、全然違うことをやっているのではないですか。

少し具体的に言ったら、構造体が非常に弱いものは最優先すると、こう書かれています。耐震診断を考慮する場合の手順が書いてあるのですが、この中に、構造耐震指標、 $I_s$ 値が0.7以上かどうかと。奈良高校は、全部これ以下だから、コンクリート強度が13.5ニュートン/平方ミリメートル以上かどうかということですね。これもこれ以下で、耐震指標が0.3以上か以下か。南側は0.32ですけど、ほかは全部これ以下ですよ。早急に設計を実施しなければいけない最優先に当たっているということで、基準が書いてあるのではないですか。それを途中で補強を優先させたとか、意味がわかりませんよ。ガイドラインどおりにやっていたらそんなことはないでしょう。勝手に自分で変えているだけの話ではないのですか。教育委員会で勝手に変えることが認められているのかどうかを確認しているのですよ。教育委員会の上の者が勝手に変えられないですよ。補強を先にしたとかしていないとか、それで住民の安全を守れるのか守れないのかとか、いろいろ判断があるのではないですか。やりましたから仕方ないではない、責任があるのだから。11ページに明確に書いてあるのではないですか。なぜこれをしていないのですか。0.3以下は、最優先しているのですよ、なぜですか。そこを説明してください。

○吉田教育長 ガイドラインと整合性をとるということは当然必要であると思います。平成25年度から平成29年度の集中期間をどのようにするかということは、自分勝手にと

おっしゃいますけれども、教育委員会事務局の判断で補強を優先的にしたということでございます。それで十分であったのかどうかは検証して、反省する必要があると思います。

○川田委員 自分たちはというのは、教育委員会はという意味です。言葉不足で申しわけない。教育委員会はです。個人の固有名詞を指しているのではないですけど。言い方を変えます。教育執行機関はと変えます。教育執行機関はなぜやっていなかったのだということです。その中では手続の事務責任があるわけだから、教育委員会にあるのか、教育長にあるのか、それはいろいろな規定等によって変わるのでしょうけれど、ここには優先順位の決め方をガイドラインで示しているわけです。それが奈良県耐震改修促進計画に位置づけられているわけではないですか。これを変えるというのなら、ガイドラインの変更も必要ではないですか、ここに明示されているのですから。なぜ内部で、勝手に変えているのだという話をしているわけです。なぜ県の計画に定めているものの内容が勝手に変わっているのかを聞いているわけです。

○吉田教育長 先ほどから言っておりますように、整合性をとる必要はありますし、沿ってすべきものであるという考えは十分理解できます。ただ、そのとおりに全てを順序立ててするのかに関してはやはり一定の判断があるわけですから、補強を中心にやるという判断を事務局でしたということでございます。

○川田委員 では、その判断に合理性がなかったらお認めになるということですね。

○吉田教育長 その判断に基づいて引き続いてやる必要はございます。耐震化は必ず100%にすることが目的でございますので、そういった補強を中心にするという判断がなされた後も引き続いて改築を何年間で実行するというところでございます。

○川田委員 何回も聞いていることを答えていただけないのですけれど、ガイドラインを定めたのでしょうか。整合性をとるのは当たり前ではないですか。優先順位を決めているではないですか。それだったらガイドライン違反になるではないですか。国でもガイドラインを定めて、そのとおりにやっていなかったら、法的な違法になるかどうかはわかりませんが、大きな問題になっているではないですか。外形的基準を決めるということは、誰が評価してもそのとおりにやっています、やっていませんと決められるように決めているわけでしょう。それを今の論理だったら、それは整合性をとるためだから、いやいや全部がちがちにはならないですと、それでは、何のために決めたのですか。決める必要はないです。

だから、聞いていることに対してきちんと答えてください。このあいだから聞いている

ことと全く違うことを言われるので、どんどん話がそれていってしまう。

○吉田教育長 先ほども過去を振り返ったときには対応は十分でなかったと思うと言いましたけれど。

○川田委員 そのことだけ答えてくれたらいいのではないですか。

ガイドラインどおりにやっていたかどうかを確認しているのです。重大な問題なのです。なぜかは後で出てきます。合理性があったのか、なかったのか。ガイドラインどおりやっていたら、問題はなかったと思っているのです。だけれど、ガイドラインどおりやっていない。誰の考えでやったのか、最終的には決裁されているわけでしょう。機関としては意思決定されているわけでしょう。それが間違っていたらどうするのかという話をしているわけです。人命にかかわる問題ではないですか。

だったら、裁量権からお聞きします。人命にかかわるものは、裁量権収縮論があるから、今回の耐震計画に関して大きく絡んでいるわけではないですか。これは人命がかかっているから。縁起の悪い話はこのあいだからしたくないと言っていますけれど、あしたでも震度7ぐらいの大きな地震が来たと、北海道のようなもの来たと、崩壊したと。なぜこんな悪い数値を放置していたのかと問題になるではないですか。

そんな問題、怒られるのはいいですけど、大事な、子どもたちの命が守れないことがあったら大変ではないですか。ほかの学校も全部耐震化0.7以上に持っていつているわけでしょう。だから、考え方がどうのこうのというよりも、実際に守れるか守れないかの議論にならないとおかしいではないですか。違いますか。公共政策をやっている人間からしたら、言っている意味が、全くわかりません。守れるか守れないかの話ししているのに、決めたからとか、これから頑張りますとか、そのような話はいいでしょう。だから、裁量権収縮論を、きょう持ってきたのですが、結果の重大性というものが要件にありますから、結果の重大性は今のI s値から見てわかるように、大きな地震が来た場合にはどうなるかって、大体想像できますよね。文部科学省も国土交通省も全部基準を出しています。

次が回避の可能性です。これはどうしたらいいのかといたら、行政庁が権限を行使すれば結果の発生を防止できるかどうかということではないですか。権限行使ということは、耐震をするかどうかの話でしょう。行政庁が権限を行使しなければ防止できない。補充性も当てはまっているのではないですか。民間の人が勝手に来て修理はできないではないですか。予見の可能性ですね。I s値とか、コンクリート強度とか、この辺になってきますよね。全部当てはまっているのではないですか。ということは、4要件が備わったときには、

もともとあった裁量がゼロに収縮するものであると。だから、教育長の裁量権はこの時点でないですよ。それを改築を後にするとか、先にするとか、それはないのです。行政法を読んでください、教科書でも書いてあるから。だから、話がかみ合わないのが今、わかってきたのですけれどね。

意思決定をするというのはそういうことではないですか。ガイドラインまで決めていた羈束裁量ではないのですか。自由裁量ではないでしょう。裁量権の話として、その点の考えはいかがですか、。

○吉田教育長 今、裁量権というお話を聞かせていただいて、教育長にはそういう裁量権がないとしたら、耐震の補強を優先するという判断ができなかったのかと。ないとしたらです。

○川田委員 ないでしょう。ここまできれいに全部要素が当てはまるのはないのではないのですか。

○吉田教育長 耐震化はきょうあすにすぐに100%実現できるわけではございませんので、ある一定の期間の中で完成、100%を目指すという裁量権の中でこういう考え方をするというのも私はあるのではないかと思っておりましたので。

○川田委員 裁量権は、裁判所の言葉でも出てきますし、行政法の本、大学や大学院で習う教科書に載っている言葉ですから、要件がそろっているか、そろっていないかとかいうことです。

具体的に入っていきたいのですけれど、ガイドラインどおりはやってなかったということが明らかになったわけです。それと、まず聞きたいのは、これ奈良高校の耐震化が中止された理由を、もう一度お聞きさせていただきますか。

○吉田教育長 やはり一番の大きな理由は、全体的に耐震化を整備する必要があると。全体的にと申しますのは、校舎全てを含めた耐震化整備をする必要があると。その中で、体育館の工事をとめて、専門家に意見をしっかりと聞かせていただいて、そして現地建てかえにどれぐらいの期間を要するかを検討させていただいたということでございます。

○川田委員 いや、今の答弁がわからないのですけれど。平成22年のときには、補強工事の設計もできているのではないですか。設計は国庫を引っ張っているのでしょうか。

○中西学校支援課長 設計に対しては国庫は引っ張っておりません。

○川田委員 いや、引っ張っていると、書いてあった。

○中西学校支援課長 補強の設計については国庫引っ張っております。

○粒谷委員長 補強はね。

○川田委員 実施設計に対して引っ張っていますよね。それを中止するという事は、国庫のお金を返さないといけないでしょう。

開示請求した文書からも補強で設計して、国庫を引っ張ってしまったと。だから、改築に変えるのだったら、まず理由づけをやっていかなければいけない、返還しないとけないと行政文書に書いてあるではないですか。完全に決めるということは金を返さないといけないでしょう。不正支出ではないですか。県民の損害ではないですか。どうですか。

○中西学校支援課長 実際に国庫が入っているか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○川田委員 もう担当から聞いています。国庫があるということで確認をとっています。だから、返すのですねということを知っているわけです。

○中西学校支援課長 そういった指摘があれば返還になると思います。

○川田委員 返還になるということは、するということになって、予算を組んで執行されたわけだから、それを返したら損害ではないですか。その損害について、財務会計上の責任は誰がとられるのですか。

○中西学校支援課長 その国庫支出に係る事務の決裁者ということになります。

○川田委員 決裁者というのは誰ですか。

○中西学校支援課長 実際に国庫の請求、交付申請等を行った者でございますので、教育長になるかと思います。

○川田委員 教育長ですね。そうなるでしょう。返せばの話です。これは、返さないといけないと思います。だって、返した時点で県民からしたら損害になってしまう。やりもしないものをなぜ、実施設計まで組んでいるのかということでしょう。財務会計上は、当然の話でしょう。それは今、学校支援課長の答弁でわかりました。

次、聞きたいのが、中止された体育館に戻りたいのですけれど、体育館に関して、間違っていたら指摘いただきたいのですが、平成27年12月16日に教育長が奈良高校にお伺いをされて、体育館の設計は平成28年、平成29年の債務負担行為で2年かけてやるはずだったのを、ストップしろということで、行政文書に書いてあるわけです。そういう指示が出たということで間違いはないですね。

○吉田教育長 それは間違いございません。

○川田委員 そのときのストップされた理由は何なののでしょうか。



○吉田教育長 先ほども言いましたように、奈良高校の現場で耐震化を一体的にできるかどうかという判断がなかったからでございます。それを専門家に聞く必要があると考えて、一旦ストップをしました。

○川田委員 専門家に聞いて耐震の設計もしてこられていたのではないのですか。格技場も同じですよ。あれはやっているのになぜ体育館はやっていないのですか。意味がわからないですけど。

○吉田教育長 当時は、奈良高校のあの場所で耐震の改築をするということは極めて困難であるという判断がなされておりました。

○川田委員 打ち合わせ記録を見たら、できないなどとは書いてないです。それは後で理由づけをして言うておられるのではないのですか。困難な理由はあったでしょう。けれど、今の現状だったら、地盤調査をやっていないだけでしょ。それ以外だったら困難の理由はないと言っているわけです。地盤調査をやった上で、そこで何か下から出てきたとか、地盤が極端に弱いとか、何かそういう特殊な状況がない限りはオーケーですということですよ。なぜそれだけ大幅に変わる必要があるのですか。

○吉田教育長 極めて困難だという理由の一つに立地がございまして、奈良高校で改築工事を行う、ダンプカーが何度も通るような道もございせんし、奈良高校の校舎に上がる際にもかなり複雑な細い道がございます。場合によっては玄関前を全て取り払う必要があります。一定年数で素早く耐震改築をする必要がございますので、年数も含めてきちんと専門家に聞く必要があると考えまして、平成27年度に専門家に聞きました。

○川田委員 だからできるという、判断だったのでしょうか。

○吉田教育長 平成27年度では。

○川田委員 そうでしょう、できるという判断だったのでしょうか。何も問題ないではないですか。だから、なぜ体育館の工事をストップしたのかと聞いているわけです。

○吉田教育長 できるという判断は体育館の工事をストップしてから専門家に調査を依頼をすることをあわせてやったわけでございます。その結果、これは40月相当でございますけれども、かなりの年数を要してできるという専門家の意見をいただいたということでございます。

○川田委員 平成28年3月に京都大学からの調査資料が出ているではないですか。あれで一定の見通しがついているわけでしょう。体育館の工事をとめて3カ月ぐらいたっているのです。もう3カ月後にできるとわかっていたわけですね。ということは、そこは大事

なので、答弁だけでもう一回お願いします。

○吉田教育長 3月に工事は可能であるということ、不可能ではないということが判明しております。

○川田委員 それだったら、3カ月後に聞いているのだから、再開しないのですか。0.05という数値は、非常に危険なんでしょう。ガイドラインからいっても、非常に超特急でやらないといけない数値です。なぜ3カ月後に再開していないのですか。

○吉田教育長 それは先ほども言いましたように、40カ月相当要するということで、耐震の集中期間を終えた後に、6校全てを改築するという年数よりも適正化計画の中で入れさせていただいたほうが非常にスピーディーだということでございます。

○川田委員 いやいや、全然矛盾しています。知事に上げられていた資料で、平成28年度の頭ぐらいだったら、平城高校や登美ヶ丘高校も登場して、北側のあいた学校の全部の編成のことを、されているではないですか。だから、ちょうど2月ぐらいには今の形は大体できているわけです。

いずれにしても、子どもの命を守らなければいけないといいつつ、専門家の意見を聞く必要があると聞きました。それなら大丈夫ということになった。でもそのまま放置されていたということでしょう。どういうことですか。

○吉田教育長 一旦、体育館の補強工事をするかどうかという判断が平成27年12月まででございます。その後、学校の体育館の補強工事だけをして、奈良高校の本体をどうするのかという議論ができておりませんので、まずは当初から難しい、不可能であるといったことが本当であるのかを平成28年に専門家に意見を求めたわけでございます。そのときに、奈良高校の改築に要する期間が40月相当を要するということでございましたので、すぐに体育館の補強を再度実施するという判断はしませんでした。

○川田委員 その辺はいいのですけれどね、改築をもっと早くからやっていたら、もう終わっている話ですし、そこまでずるずる引っ張ったところにも問題があるわけではないですか、これだけ数値が悪いのにね。

本題に入りますけれど、その点は、今の感覚はわかりました。何をおっしゃっていたかわかりました。非常に貴重な答弁が残ったと思います。裁量権からいってもね。

あと聞きたいのが、コンクリート強度です。平成22年度にコンクリート強度の検査をされていて、そのもう少し昔にもされているのですよね。少しおかしいということで、もう一回計算し直しという作業をやっておられるのですよね。そこで聞きたいのが、今のコ

ンクリート強度の設計供用期間というのが国土交通省の文書でも出てきますけれど、奈良高校の場合、建物ごとに平均を含めて出ています。多分、標準偏差もあまり開きがないと思うのです。ということは、計画供用期間を出すために、コンクリート強度を出すわけでしょう。それについて、そのときどういう意思決定をされたのかお答えいただけますか。

○中西学校支援課長 ただいまのコンクリート強度の情報は、補強工事ができるかどうかの判断に使っていたのみだと思います。以上です。

○川田委員 コンクリート強度の数値は、お金をかけて調べたわけでしょう。数値が出てきているのです。クラックを抜いて、何カ所か書いていました。細かく全部書いてます。どこを抜いたとか場所まで書いています。奈良高校の計画供用期間は何年ですかと言ったら、学校支援課長は、電話で65年と答えられています。一般ですけども言っておられました。奈良高校の建物は計画供用期間何年ですか、重要なところなので。建設業協会の資料を見ても全部このことが出てくるのではないですか。コンクリート強度を上げようとか、今、技術もいろいろやられているわけでしょう。だから、そこを聞きたいのです。意思決定、裁量論の物すごく重要なところですよ。これで判断されなかつたら専門家はおかしいと言っている。使用させていたらバツになるものもあるだろうということなので確認したいのですけれど、いかがですか。

○中西学校支援課長 計画供用期間について、今、整理はできておりません。以上です。

○川田委員 それはおかしくないですか。子どもの命がかかっているのに、計画供用期間の計算もしないのですか。そういうこともせずに、数値が悪い、補強できないということやらないのですか。教育委員会はその意思決定をやっているのですか。

○中西学校支援課長 補強をやっていないところはコンクリート強度が不足してるから補強をやってないということです。

○川田委員 コンクリート強度が低いということは、計画供用期間がないということでしょう。計画供用期間が終わっているということですか。普通、計画供用期間は途中で補強できたら延びるではないですか。資料でも途中で何回か、構造体にできることもあれば、非構造体の部分にやって補強していく部分もあります。外からやる分もあるでしょう。そういうものを入れてできるものだったら、短期で、18ニュートン/平方ミリメートルです。この単位でいったら、おおよそ計画供用期間30年と書いてあります。国土交通省の資料に出ているのです。

それから、強度を加えていったら最高で、限界期間で65年まで使えますとなっている

わけです。ただし、それは完全な補強を入れていかないとできませんということでしょう。専門家ではないからそこはわからないですけど、13.5ニュートン/平方ミリメートル以下だったら補強できませんという意味でしょう。

この理由もわからなかった。13.5以下になったら、なぜ補強できないのか意味がわかった。計算したらすぐわかりました。標準とされているのが65年、これで24ニュートン/平方ミリメートルでしょう。ニュートンが3変わるとに17.5変わっているのです。数学の先生にこのような話をするのはおかしいですけど、ここに代数を入れたらいいわけです。13.5を引く。そして13.5というたら、計画供用年数が残り3.76年ではないですか。だんだん短くなっていくのですから、13.5以下はマイナスになってしまう。もう使えませんということになってしまうからできないということでしょう。だから、そこで基準が決まっているのです、これは計算したらわかった。

3割る17.5というのは1年に直しているだけの話ですけど、簡単に計画供用年数は出てくるではないですか。それで計算したら、これは犯罪に近いのではないかと考えているのですけれど。例えば管理教室棟と普通特別教室棟は、行政文書からは9.4ニュートン/平方ミリメートルと出ているのです。そして、普通特別教室棟が10.8ニュートン/平方ミリメートルと出ているわけでしょう。北側の校舎、L字の奥の9.4のところ。これはマイナス20.14ではないですか。計画供用年数を過ぎて20年という意味でしょう。それをまだ使っているのです。これが出たときが平成22年です。それから8年たっているわけでしょう。マイナス28年ぐらいになってるのではないですか。そこで子どもたちに、生活させているのです。ほかのところでもマイナス11.89と、それから8年たっているから約マイナス20年。だから、使用料の話も聞いていたのです。奈良高校の生徒たちは、なぜここまで劣悪なものに同じ使用料を払わないといけないですか。

すぐさま使用停止ですよ。コンクリート強度が計画供用年数も超えているのです。検査してわかっていた。ただそれを理解していなかっただけの話が今判明したのではないのですか。計画供用年数を超えて20年たっている建物が判明したということです。大変なことです。Is値0.05ではわかりにくいでしょう。計画供用年数がわかるのだからコンクリート強度で見たらもっとわかりやすいです。その点、いかがですか。

**○中西学校支援課長** 今のコンクリート強度による耐用年数のところは一度検証させていただきたいと思います。

**○川田委員** こんな大切なことは、公でやらないと意味がないではないですか。密室でや

られて、また県民がわからない、どこで何が決まったのかわからない、勝手に決められて結論だけが出てきたと。これは議会でも行政でも何でもありませんよ。

だから、ここで、方針を示してください。計画供用年数を、完全に超えているのです。本来だったら、平成22年に、すぐにでもやらないといけない問題だったのではないのですか。今の数値からいったらそのときでももう補強できないわけでしょう。補強できないということはコンクリートはもたないということではないですか。I s 値だけで見てもそうだけれど、このコンクリート強度は、非常に危ない数字ですよ。ここ最近徹夜でコンクリートの本ばかり読んでいるのですよ。おかげさまでコンクリートは大分詳しくなりましたが。これは非常に危ないですね。使用禁止にしなければいけないでしょう。それぐらいのレベルであるということ。

編成とか再編とかは全く関係のない話ですよ。子どもたちの命を守るとか守らないという話になってきたら、再編などと言っている場合ではない話ですよ。きょうは教育委員会の考え方をはっきりしてください。

**○吉田教育長** 学校支援課長が申しましたように、当時のコンクリート強度に関して、しっかり検証したいと。

でも、改築するには何年かかかるわけです。きょう、あすにはすぐにできません。ですから、我々は一番早く耐震を100%にする計画を出させていただいているのです。ご理解いただきたいと思います。

**○川田委員** きょうは中継を見ておられる方も多いと思うのです。今の答弁はちょっとないでしょう。今まで放置していた責任を話ししているわけでしょう。一番早い方法だったら、このあいだから言っているけれどプレハブを建てないといけないのではないですか。教室数も全部聞いて、できるのがわかってきたのでしょうか。特別教室も全部調べてました。

早くやればいいとか精神論を言っているのではなくて、コンクリート強度がこんな状況で、行政が使用するのですかということですよ。その話をしているのです。だけれど、今すぐできないではないですか、今まで自分は何もやってこなかったからではないですか。平成22年からわかっているのですよ。

平成26年8月から9月ぐらいに一回、計算をし直してもらっているのですよ。そこで少し下がっているのですよ、9.4に。完全に計画供用期間は切れているのですから、行政としては使ってはだめではないですか。自分たちが事務所で使うのだったら、まだ言いわけもきくかもしれないですけど、大切な子どもを預かる施設として、それが提供される

ということはないですよ。文部科学省も I s 値として 0.7 以上を求めているのです。それはやはり子どもを預かる場所だからではないですか。

誰が計算しても同じ数字が出てきますので、検証して間違いがなかったらどうするのかをもう一度お答えください。

○吉田教育長 さまざまな意見を聞いて、今後、対応を検討してまいりたいと思います。

○川田委員 いや、このあいだも 3 月にさまざまな意見を聞くと言って、開示請求をかけたら、パブリックコメントの文書しか出てこなかったのです。何も聞いていなかったではないですか。答弁で言っていることと違うでしょう。教育委員会が判断できないのだったら、これは危機管理監にお願いしたらいいのか、県土マネジメント部長にお願いしたらいいのかわからないのですけれど。行政全体の話だと思えるのですけれど、子どもたちの命がかかっているし、計画供用期間が、ここまでマイナスになっているのは明らかになったので。

前から明らかになっているけれど、認識していなかっただけの話ですけれど、地方自治法第 238 条の 2 に公有財産に関する長の総合調整権というのが規定されているのです。意味不明なことばかり言って、いつまでもやらなかったら、子どもたちに、何かあったらどうするのかということです。普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得または管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる、となっています。知事部局もやってください。教育委員会のことで関係ないのではなくて、設置者は知事ですから。防災・県土強靱化対策特別委員会としては、防災に関係のある重要案件ですから、委員会からそれを求めたということですね。ここは総合調整権を発動していただかないといけないと思うのですよ。計画供用期間がマイナス 20 年で、使っているところは、日本中を探してもないのではないのですか。それだけ緊急的なものだとすることで、危機管理監が、代表して総合調整権の発動をお願いしたいのですけれど、いかがですか。

○上田危機管理監 川田委員から、いろいろな数値をお示しになって、お話をいただきました。その数値につきまして、教育委員会では把握をしていない、今後確認をするということですので、その確認を待ちまして、知事部局としても教育委員会と協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

○川田委員 子どもの命がかかっていますので、よろしくをお願いします。

教育委員会に戻ります。この計算は簡単ですから、1 時間あったらできると思います。

基本の計算式だけ渡しておきます。1時間ぐらいで出るから、危機管理監のところには2時間ぐらいあれば行くと思いますので、よろしくお願いします。教育長、早急にやっていただけるということで、よろしいですね。ご答弁をお願いします。

○吉田教育長 はい。

○川田委員 わかりました。

疑義のあるものを明らかにしていく必要がありますので、直すべきところはやはり直していかなければいけない。先日も北海道で地震が来て、いろいろな方が亡くなって、本当にいたたまれない、かわいそうな気持ちですけれど、起こってしまってもそういう気持ちになることしかできないのです。だから、そういうことにならないように、知恵を使って、頭を使って、金も使って、みんなでそれをどうにかして防ごうということでやっている。誰が聞いても追及されるような材料であれば、教育機関として話にならないと思いますので、それだけを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。以上です。

○粒谷委員長 教育長、至急に計画供用年数については検証していただいて、危機管理監とご相談ください。

ほかにありませんか。

○奥山委員 マスコミを通じて、今回の台風の情報は大体把握はしています。今回の台風21号は、風が非常に強くて、かなり倒木や電柱が倒れたり、大阪府などは大変だったと見ていますけれども、今回、特に風の災害について、県内で把握をしていただいているのかを教えていただきたいのが1つです。

2番目に、これから自然災害がとにかく時間雨量は100ミリを超えたら大変だと。大体50ミリまでという先入観がございました。風でも大体風速20メートルから25メートルと書いていましたけれども、今回、50メートル以上の風があつて、大変なことになりました。北海道でも地震が起こらない地域だと思っていたけれど、ありました。こういうことがあるので、来年度の予算に向けて、この方向性を変えていかなければいけないと思っています。自然災害、特に奈良県の防災、強靱化について、方向転換をして、県民が安心安全に暮らせるような対策をと思っております。自然災害への今後の対応について、今まで以上にこれレベルアップしていかなければいけないように思うのです。上田危機管理監、山田県土マネジメント部長としては、来年度に向けてどのように考えておられるか、所見だけお尋ねしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○上田危機管理監 台風21号の被害状況について、人的被害につきましては、重傷の方

が2名でございます。軽傷につきましては7名となっています。住居被害につきましては、一部損壊が19棟ございました。床上浸水が2棟でございます。非住家の被害などが4棟ございましたし、文化財の被害も出ております。風による被害が非常に多かったというところでございます。

それから、このような自然災害が続いているので、来年度に向けてどのように取り組んでいくのかというお尋ねでございます。平成30年7月豪雨がございましてから、そのことを教訓といたしまして、どのように取り組んでいくのかと。まず人命を守ることが一番大事なことで、急遽、現在、奈良県に何ができていなくて、どうすべきなのかにつきまして、避難行動などを中心として、緊急防災対策をまとめようと努力しております。その対策に基づきまして、来年度に向けては奈良県においてできていないところをどのように補っていくのか、予算要求にもつなげていくように検討を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○山田県土マネジメント部長** 今年度の災害ということがございました。おっしゃるとおり、例えば、最近行っている内水対策や、イエロー区域、レッド区域など、実際に指定しているところで多くの災害が起きているというデータがございますので、従前の取組に加えまして、選択と集中の議論を強めようかと。予算的なこともあるのですが、内水対策やレッド区域で整備を進めることは早急にやるべきと思っております。

**○奥山委員** 私の考えですけれど、今まで各市町村の要望を聞くと浸水被害が物すごく多い、すぐに対応してほしいと。各土木事務所や県は、時間雨量が30ミリぐらいまで耐えられるようであれば、比較的すぐに対応できると、50ミリぐらいなら、金額的にもものすごくかかると聞いていたのですけれども、100ミリになると、財布の中身を計算していたら大変なこと。だから、今、県土マネジメント部長がおっしゃったように、内水対策は今までどおりきちんと計画どおりやってほしいけれど、いつ何どきどれだけのものが出るかわからないと、来年度の予算には防災も県土マネジメント部も河川、道路関係に、予備費をしっかりとっておくぐらいに思っているのです。

今から、100ミリに対応する河川を、奈良県中にと言えば、お金は絶対に足りないはず。対応は基本的にはしてもらっているけれども、それ以上の自然現象はずっと起きているわけですから、これは要望にしておきますけれども、来年度に向けて県民の安心安全、特に自然災害に対する河川、風対策ということで、当然、地震も入りますけれども、しっかりとソフトもハードも対応できる予算編成をやってほしいと。それに対しては少な



くとも私はバックアップしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○粒谷委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

それでは、理事者の方はお退席を願ひます。

(理事者退席)

○粒谷委員長 それでは、本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思ひます。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使って発言願ひます。

まず、8月17日に行いました県内調査の概要を取りまとめたもので報告いたします。

お手元に配付の資料をごらん願ひたいと思ひます。

調査先といたしまして、まず、曾我川緑地に赴き、大和川流域の浸水常襲地域における遊水地の整備について調査を行いました。調査の概要としましては、曾我川緑地は、大和川総合治水対策の一環として、都市化の進展が著しい曾我川流域の治水安全度の向上を図るために計画されたものでございます。ふだんは橿原市のスポーツ公園として利用されておりますが、平成29年10月の台風21号の際には、実際に遊水地としての機能を発揮し、被害を軽減させた実績もあります。

次に、奈良市消防局に赴き、緊急消防援助隊の活動について調査を行いました。緊急消防援助隊は、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動を効果的かつ迅速に実施できるように構築された全国の消防機関相互による援助体制であります。

本年7月の西日本豪雨の際には、7月7日から12日まで6日間、奈良市消防局、生駒市消防本部及び奈良県広域消防組合から、延べ232人が岡山県倉敷市真備町呉妹地区に派遣され救助、救護活動が行われました。奈良県が被災した際の受援体制などについて意見交換をし、貴重なご意見をいただくことができました。

以上、調査の結果報告といたします。

次に、平成30年初度委員会までに出されました意見等について整理した資料をお手元に配付しております。

ただいまの報告を含め、今後、当委員会で特に議論を深めるべき議題や論点等につきましてご意見をいただき、議論を深めていただきたいと思います。2月定例会までに調査報告書として取りまとめていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ご発言をお願ひします。

○川田委員 今の質疑でもお許しいただいたのですが、計画供用年数を大幅に超えてしまって、マイナス20年とか、建築士に聞いても驚いている状態ですけれど、子どもたちをそこに生活させるということは相当大的な問題があります。きょうも少し触れようと思っ  
ていて忘れてしまったのですけれど、防災施設としての完備をしろというのも国の方針でもありますので、このずさんさをどうにかしても、これは議会からでない無理だと思いますので、そこは委員長によろしくお願いを申し上げたいと思います。

○粒谷委員長 はい、わかりました。

ほかにご意見ございませんか。

○梶川委員 川田委員の言うのも、わからないでもないけれど、今から東南海地震が起こる可能性は、そういう危機意識を持っているわけです。ある程度判断の世界でしていかないと、これからどうやってというのも、いっぱいあります。だから、そのようなものをみんながどう理解するのか、もう少し聞きたい。

○川田委員 比較したらいい。

○梶川委員 判断はしていかないと、しかたない。

○川田委員 著しくかけ離れたものがわかったわけです、今回は。隠していただけの話ですから。

○粒谷委員長 ほかに意見はございませんか。

○井岡委員 奈良高校だけと違って、ほかももっとひどいところもあるのは事実ですので。全部を調査するのだったらそこで優先判断をするのは、それは政治的な判断だと思いますから、それはもう個別じゃなくて、ほかの施設もしていただくのであれば結構だろうと思います。

○川田委員 ほかの施設は施設計画をされているので、知事部局の話ですけれど、子どもたちが今生活している場であるので、言っているのです。普通の公共施設だったらストップしたらおしまいのお話かもしれないですけれど、文教施設はI s 値も0.7以上を求められているので、ほかとは区別されている。そこはまず子ども優先でお願いしたいと思うのですけれども。

○粒谷委員長 ただいまのご意見も十二分にご拝聴させていただき、今後、参考にさせていただきます。

それでは、これを持ちまして本日の委員会を終わらせていただきます。